

令和7年第11回三股町農業委員会総会議事日程

令和7年11月28日（金）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第23号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第24号 使用貸借契約の合意解約について

日程第 5 報告第52号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 6 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 7 議案第54号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認
について

日程第 8 議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に
よる農用地利用集積等促進計画の意見決定について

令和7年第11回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 4 ）

日程第6

議案第53号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第7

議案第54号令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

日程第8

議案第55号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 126 ）

令和7年第11回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 11月28日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 11月28日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 上村 陽一、兒玉 道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和7年第11回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の上村委員と兒玉道郎委員が会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村委員、4番委員の中石委員を指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第23号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第23号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計8件16筆12,783㎡、うち田が14筆10,854㎡、畑が2筆1,929㎡でございます。詳細につきましては、農地法による合意解約に関する総会資料が3頁99番、基盤強化法による合意解約が3頁100番から4頁105番、旧基盤法機構法による合意解約が5頁22番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第24号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第24号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件1筆2,489㎡、うち田が1筆2,489㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が7頁12番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、報告第52号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。なお、本件受付番号42番につきましては、議事参与の制限により事務局〇〇〇〇はしばらくの間、退席をお願いすることになります。42番につきましては、順番を繰り下げ提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計4件6筆3,337㎡、うち田が4筆1,985㎡、畑が2筆1,352㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料9頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号41番、受付年月日：令和7年11月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字村前1703番、地目：田、622㎡、所有権移転（売買）となっております。なお、この申請は、中石委員と、馬渡委員による町あっせんとなっております。受人は奥様と娘さんの3人で20年農業に従事し、水稻を中心に4,213㎡を耕作し、農機具はトラクター1台を所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（上村 陽一）

受付番号 41 番は 11 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は谷地区に住んでおり自宅近くに店舗を営んでおり、水稲を中心とする推薦農家であります。南側に隣接する自作地と合わせ、借り入れて耕作されていたものを今回所有権移転するものです。状況から見ても効率的に利用できると思われまます。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

事務局

受付番号 43 番、受付年月日：令和 7 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地 長田字大野 5597 番 2 他 1 筆、地目：田、合わせて 600 m²、所有権移転（売買）となっております。受人は奥様と 2 人で 40 年農業に従事し、栗を中心に 13,800 m²を耕作し、農機具は管理機、軽トラック、草刈機を各 1 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 43 番は 11 月 27 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は大野地区に住んでおりリフォーム業をしながら栗の栽培を行っております。管理機、軽トラック、草刈機を所有しており、農作業に従事する家族は 2 名です。受人は渡人の義理の弟になります。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 44 番、受付年月日：令和 7 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇

〇〇〇、申請地 樺山字河辺田 2166 番 37、地目：田、763 m²、所有権移転（売買）となっております。受人はお父様と 2 人で 3 年農業に従事し、甘藷を中心に 1,055 m²を耕作し、農機具はトラクター、耕運機を各 1 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 44 番は 11 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内に住んでおり、隣に父親が住んでおります。稲作を中心に甘藷栽培も行っていて現在会社勤めでありますが、父親の手伝いをしながら将来農業経営を行いたいと思っております。農地は全て耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は 2 名です。状況から見ても効率的に利用されると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

ほかにご質問はありますか。ないようですから、議案第 5 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 41 番、43 番、44 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 5 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 41 番、43 番、44 番について許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 42 番入る前に事務局〇〇〇〇には、しばらくの間、退席をお願いします。

議長（溝口 良信）

受付番号 42 番の説明をお願いします。

事務局

受付番号 42 番、受付年月日：令和 7 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字霧島待 1468 番 2 他 1 筆、地目：畑、合わせて 1,352 m²、所有権移転（売買）となっております。なお、この申請は、溝口会長と、前田委員に

よる町あっせんとなっております。受人は奥様と、次男夫婦の4人で50年農業に従事し、和牛繁殖を中心に236,920㎡を耕作し、農機具はトラクター8台、コンバイン3台、田植機、ロールベアラー、集草機、反転機を各2台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号42番は11月27日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は中米地区に住んでいて水稲と和牛繁殖を中心に農業経営を行っております。機械能力もあり、農作業に従事する家族は4名です。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

ほかにご質問はありますか。ないようですから、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号42番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号42番について許可することに決定いたしました。事務局〇〇〇〇の入室をお願いします。続きまして、日程第6、議案第53号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第53号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計4件4筆1,184.62㎡、田が1筆330㎡、畑が3筆854.62㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第53号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料11頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号46番、受付年月日：令和7年11月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、

〇〇〇〇、申請地：蓼池字南原 3618 番地 41、登記地目：畑、現状地目：宅地、面積：2.62 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は敷地拡張（追認）となっており、受人により始末書が提出されております。申請理由としましては、受人の住宅敷地が臨時敷地に越境しており、今回是正するために越境部分を申請されたものです。資金計画は自己資金になります。こちらの農地は第一種低層住居専用区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号46番は11月26日に第4ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。渡人は相続により農地を取得したが、境界と現況が異なっていたため、その異なる部分を分筆しましたが、面積、形状ともに農地として利用することが出来ず、隣接する土地に受人の土地が越境して利用している事が判明し、是正するために所有権移転をするものです。敷地拡張で造成及び建築済のため、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号47番、受付年月日：令和7年11月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀 4665 番地 1、地目：畑、面積：495 m²です。受人は譲渡人の〇〇さんの息子という事で贈与による所有権移転となっており、転用目的は一般個人住宅一棟です。また資金計画におきましては借入となっております。こちらの農地は第一種低層住居専用区域にある農地で農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号47番は11月25日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲り受人は現在都城市の借家に居住しており、

子供が大きくなり、住むには手狭であった事から申請地を譲渡人の母から贈与により譲り受け住宅を建設するものであります。生活排水については公共下水道に接続し、雨水は雨水枡を設置し北側の既存側溝に排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 48 番、受付年月日：令和 7 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字天木野 6462 番地 3、地目：畑、面積：357 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は敷地拡張による露天駐車場となっております。資金計画は自己資金となっております。申請地につきましては農地法第 4 条第 6 項第 2 号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第 2 種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 48 番は 11 月 27 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は露天駐車場です。受人は陶器を製作し自宅敷地内に店舗を構え販売しております。自宅、店舗北側及び東側向かいに駐車場を設けていますが、慢性的に駐車場が不足している状況でした。今回、既存の東側駐車場に隣接する申請地の売買の話があり、取得して駐車場に転用したく申請したものです。申請地を造成するにあたり、隣接する北側水路付近は現況を維持します。申請地より 1 m 程低い南側の土地との境界には、土砂流出防止及び車両等転落防止の対策を講じます。雨水については地下浸透により処理し、周囲に土砂流出等の被害を及ぼさないようにします。状況から見ても特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 49 番、受付年月日：令和 7 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：新馬場 22 番地 10、地目：田、面積：330 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟となっております。資金計画は借入となります。こちらの農地につきましては、第一種低層住居専用区域にある農地で農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（小倉 休幸）

受付番号 49 番は 11 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は宮崎市の貸家に住んでいますが、子供の成長につれ現在の貸家では手狭になるため居宅の建設を計画し、実家近くの当該申請地を購入し住宅を建築するものでございます。汚水は公共下水道に接続し、雨水は北側側溝に排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 4 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 46 番から 49 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 4 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 46 番から 49 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7 議案第 5 4 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 4 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が 1 3 頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第54号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第54号、令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第8議案第55号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第55号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計2件2筆1,834㎡、うち田が2筆1,834㎡でございます。利用権設定につきまして合計126件239筆221,285㎡、うち田が171筆157,341㎡、畑が68筆63,944㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料15頁29番と30番となっております。利用権設定各筆明細は総会資料16頁374番から41頁499番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第55号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料15頁29番と30番、利用権設定に関する総会資料16頁374番から41頁499番についてについて意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(溝口 良信)

挙手全員ですので、議案第55号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。11月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(溝口 良信)

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第11回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時